

日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>

「令和7年度の受入・遵守状況」及び「令和8年度の点検実施等に係る
対応の留意点」について

令和8年4月17日
日本私立大学協会
大学事務研究委員会

■ はじめに

本協会では、令和7年4月1日より適用を開始した「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」の基本的な考え方¹に基づき、加盟各大学から自主的な点検結果を踏まえた「点検結果報告書」の提出を受け、当該大学からの承諾に基づき、同報告書を含む自主的な点検結果の公表先URL(大学名)を、本協会ホームページ(ガバナンス・コード掲載ページ)において公表しています。

以下に、本コード策定の目的²達成のため、令和7年度における本コードの受入・遵守状況の概要報告及び令和8年度の点検実施等に係る対応の留意点を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、第2.0版の構成・内容の改訂は行いません。

¹ 本コードの基本的な考え方については、「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」本体の3頁～4頁をご参照ください。

² 本協会では、加盟大学のガバナンス強化に係る自主・自律的な取組みを一層促進することにより、私立大学全体の経営の健全性の更なる向上・発展を目指していくため、コンプライ・オア・エクスプレイン方式を採用した加盟大学共通の「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」を策定しました。

1. 令和7年度の入受・遵守状況について【令和8年3月31日時点】

■ 1-1. 令和7年度の受入状況(概要)

※ 以下の受入状況は、本協会に「点検結果報告書」の提出があり、本協会による公表を承諾した加盟大学を対象に集計しています。

(1)本協会による公表を承諾した大学数

本協会による公表を承諾した大学数	250大学／416大学(60.1%)
------------------	---------------------

(2)各様式の公表状況

共通様式・様式Ⅰ(必須)	250大学／250大学(100.0%)
様式Ⅱ(任意)	179大学／250大学(71.6%)

■ 1-2. 令和7年度の遵守状況(概要)

※ 以下の遵守状況は、本協会に「点検結果報告書」の提出があり、本協会による公表を承諾した加盟大学を対象に集計しています。

※ 以下の表において、「C」はコンプライ(=遵守(実施)している)、「E」はエクスプレイン(=遵守(実施)していない理由あるいは今後の対応方針(検討状況)の説明)を意味します。

基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

	基本原則1	原則1-1	原則1-2
C	250大学	250大学	247大学
E	0大学	0大学	3大学

【参考】原則1-2におけるエクスプレイン(概要)

- ・理由:進捗状況の外部公表等を行っていない／対応方針等:改善検討
- ・理由:次期中期計画が策定されていない／対応方針等:検討中

基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

原則2-2 多様性への対応

	基本原則2	原則2-1	原則2-2
C	250大学	250大学	249大学
E	0大学	0大学	1大学

【参考】原則2-2におけるエクスプレイン(概要)

・理由:教職員を対象とした対応を行っていない/対応方針等:規定等整備

基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

原則3-4 危機管理体制の確立

	基本原則3	原則3-1	原則3-2	原則3-3	原則3-4
C	250大学	250大学	249大学	250大学	244大学
E	0大学	0大学	1大学	0大学	6大学

【参考①】原則3-2におけるエクस्पライン(概要)

・理由:教学監査が十分とは言えない状況/対応方針等:監査計画を明確化・実施

【参考②】原則3-4におけるエクस्पライン(概要)

・理由:事業継続計画が未策定/対応方針等:今後策定

基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

	基本原則4	原則4-1
C	250大学	250大学
E	0大学	0大学

2. 令和8年度の点検実施等に係る対応の留意点

■ 2-1. 点検実施時の留意点

※ 以下、令和7年度の点検実施時に本協会へ多く寄せられた質問事項等を踏まえた対応の留意点です。

(1)点検実施のための期間や基準日の設定の有無について ～「教育の質に係る客観的指標」との関係～

- 本協会では、点検実施のための期間や基準日は設けていません。
- 私立大学等経常費補助金の交付申請に係る書類「教育の質に係る客観的指標(ガバナンス・コードの遵守)」における点検及び公表の基準時点にご留意の上、二重の負担とならないよう各大学で判断してください。

(参考)令和7年度「教育の質に係る客観的指標」における基準時点について

点検:令和6年10月1日～令和7年10月1日

公表:令和6年10月1日現在

※令和8年度対応のポイント

令和7年度の「教育の質に係る客観的指標」に基づき、同年度の点検実施の基準時点が、令和6年度(令和6年10月1日～令和7年3月31日)であった加盟大学において、第1版による点検の実施・公表を行ったケースがあります。

令和8年度の上記指標において、点検の基準時点の始期は令和7年10月1日となることが想定されるため、令和8年度の点検実施の際には、第1版(令和7年3月31日まで)は使用できません。令和7年4月1日より適用を開始した第2.0版(加盟大学共通のガバナンス・コード)を使用してください。

■ 2-2. 「点検結果報告書」作成時の留意点

※ 以下、各大学の公表内容について本協会から修正を依頼した主なケースをもとに取りまとめた対応の留意点です。

(1) 共通様式 関係

① 共通様式 タイトル変更について

事 例	タイトル部分(本協会の名称)を大学名に変更
留意点	指定様式のため、タイトルの変更は行わないでください。 第2.0版は加盟大学共通のガバナンス・コードです。

② 共通様式:②設置大学名称 入力時の留意点

事例①	複数大学名を併記
留意点	1法人複数大学設置の場合、大学ごとに入力してください。

事例②	短期大学(部)名を併記
留意点	短期大学(部)が第2.0版を採用する場合、原則、大学と短期大学(部)と分けて、「点検結果報告書」を作成・公表してください(本協会への報告は大学のみ)。※【例外措置】参照

【例外措置】短期大学(部)が第2.0版を採用する場合(変更点)

◎本協会は、第2.0版と日本私立短期大学協会の「私立大学・短期大学ガバナンス・コード【第2版】」の運用面の相違点に配慮し、大学と短期大学(部)の「点検結果報告書」を一本化することは妨げません。

※令和8年度対応の留意点

令和7年度は、短期大学(部)において第2.0版を採用することとした加盟大学から、複数パターンの「点検結果報告書」の提出を受けましたが、令和8年度は、以下の通り対応を統一します。

共通様式の「②設置大学名称」は、本協会加盟大学名のみとして、【備考欄】に短期大学(部)を含むことを記載してください。

③ 共通様式:⑦点検結果の掲載先URL 入力時の留意点

事例①	大学ホームページで公表した「点検結果報告書(PDF)」のURLを記載
事例②	大学ホームページのトップページのURLを記載
留意点	「点検結果報告書(PDF)」のURLやトップページの URL ではなく、「点検結果報告書」を掲載しているページのURLを入力してください。

④ 共通様式:【備考欄】 入力時の留意点

事 例	【備考欄】を削除(記載事項がないため)
留意点	指定様式のため、【備考欄】は削除しないでください。
参 考	令和7年度の「点検結果報告書」の同欄において、空欄ではなく「該当なし」と記載しているケースがありました。

(2) 様式Ⅰ 関係

① 様式Ⅰ 回答形式の変更について

事 例	「Ⅰ－Ⅰ.『基本原則』及び『原則』の遵守(実施)状況の点検結果」の回答形式(選択形式:○/空欄)を解除して「△」を入力
留意点	回答形式は解除せず、自大学の多様な取組みの状況を総合的に勘案して「○」または「空欄」を判断し、選択してください。
参 考	令和7年度の「点検結果報告書」の同欄において、「○」と判断した上で、様式Ⅱを活用して「○/△」の判定を行い、取組状況等を説明しているケースがありました。

② 様式Ⅰ 様式変更(一部削除)について

事 例	「Ⅰ－Ⅱ. 遵守(実施)していない『基本原則』の説明」及び「Ⅰ－Ⅲ. 遵守(実施)していない『原則』の説明」の入力欄を削除(エクस्पライン不要のため)
留意点	指定様式のため、当該欄は削除しないでください。
参 考	令和7年度の「点検結果報告書」の同欄において、空欄ではなく「該当なし」と記載しているケースがありました。

(3) 様式Ⅱ 関係

① 様式Ⅱ 大学独自の様式作成について

事 例	様式Ⅱのみ大学独自様式を作成
留意点	<p>指定様式のため、変更しないでください。</p> <p>本協会は、本コードを受入れる加盟大学を支援するため(負担軽減の観点含む)、本コードに対応した「点検結果報告書」(指定様式)を作成しており、原則、大学独自の様式による点検結果報告書の作成は求めています。</p> <p>*ただし、本協会が定めた様式による公表に加えて、その範囲を超えて、大学独自の様式を作成し、実施項目の取組状況を公表することは妨げません。</p>
参 考	<p>*本協会が定めた様式による公表に加えて、「根拠資料等」の記載欄を追加した大学独自の様式を作成し、実施項目の取組状況を公表しているケースがありました。</p>

■ 2-3. 大学ホームページ公表時の留意点

※ 以下、各大学の公表内容について本協会から修正を依頼した主なケースをもとに取りまとめた対応の留意点です。

(1) 掲載情報の不足

事例①	受入表明文の掲載なし
事例②	第2.0版【PDF】の掲載なし
事例③	第2.0版【PDF】の一部(コード部分:5頁~8頁)のみ掲載
留意点	ホームページには、必ず①受入れ表明文、②第2.0版【PDF】全頁、③自主的な点検結果(「点検結果報告書」【PDF】)の3点を掲載してください。

(2)大学独自版のガバナンス・コードを掲載

事例①	公表ページに、第2.0版ではなく、大学独自版のガバナンス・コードを掲載(第2.0版の名称変更等)
留意点	第2.0版は、加盟大学共通のガバナンス・コードのため、名称等の変更は行わず、ホームページに掲載してください。第1版の廃止に伴い、原則、大学独自版のガバナンス・コードの制定・公表は不要としています。 *ただし、(1)の留意点に記載の3点を掲載した上で、大学独自版のガバナンス・コードを掲載することは妨げません。
参 考	* (1)の留意点に記載の3点を掲載した上で、大学独自版のガバナンス・コードを掲載しているケースがありました。

(3)大学ホームページ掲載情報と本協会への報告情報の相違

事 例	大学ホームページに共通様式と様式Ⅰを掲載し、本協会へは様式Ⅱを含む全様式の報告あり
留意点	大学ホームページの公表範囲と本協会への報告範囲は同一にしてください。

■ 2-4. 本協会への報告時の留意点

※ 以下、本協会への報告(「点検結果報告書」の提出先)に関する留意点です。

(1) 提出先(E-mail アドレス)の誤り

事 例	大学ホームページに掲載した「点検結果報告書」【PDF】を、 <u>本協会総務部(soumu@shidaikyo.or.jp)</u> 宛に送信
留意点	「点検結果報告書」【PDF】は、 <u>本協会ガバナンス・コード係(shidaigc@shidaikyo.or.jp)</u> 宛に送信してください。

■ 2-5. 令和8年度(2回目)の点検実施・点検結果公表に係る対応の留意点

※ 以下、令和7年度から第2.0版を受入れ令和8年度に2回目の点検を実施する加盟大学に向けた対応の留意点です。

(1) 前回(令和7年度)の点検結果から変更がない場合

① 「点検結果報告書」 **共通様式** 記入事項

- 令和8年度に点検を実施したことが分かるように、共通様式の「⑤点検結果の確定日」及び「⑥点検結果の公表日」を更新してください。

(2) 前回(令和7年度)の点検結果から変更がある場合

① 「点検結果報告書」 **共通様式** 記入事項

- 【備考欄】に、変更箇所を記載してください(概要のみ、詳細不要)。
(記入例) 原則3-4をエクस्पラインからコンプライに変更

(3) 大学ホームページでの公表方法・本協会への報告方法(変更の有無によらず共通)

【大学ホームページでの公表方法】

- 令和7年度同様、令和8年度の「点検結果報告書」一式[必須:共通様式・様式Ⅰ、任意:様式Ⅱ]を掲載

【本協会への報告方法】

- 大学ホームページに掲載した「点検結果報告書」【PDF】を、本協会ガバナンス・コード係(shidaigc@shidaikyo.or.jp)宛に送信してください。

■本件に係る問合せ先

E-mail:shidaigc@shidaikyo.or.jp

宛 名:日本私立大学協会 ガバナンス・コード係

※上記メールアドレスは、「点検結果報告書」の送信先アドレスと同一のため、
お問い合わせの際には、件名に【問合せ】と明記してください。